

平成 19 年 6 月 15 日
愛宕山地域開発事業 調査特別委員会
基地対策課

愛宕山地域開発事業等に係る市長・副知事協議 概要

1 日 時 第一回 平成 19 年 4 月 24 日 (火) 13:00~14:40
 第二回 平成 19 年 5 月 22 日 (火) 10:30~12:20
 第三回 平成 19 年 6 月 8 日 (金) 10:30~12:05

2 場 所 県庁副知事応接室

3 第一回協議の概要

- 1) 事業の今後の対応方針について、県・市双方の考え方の確認と、それに対する意見交換を行った。
- 2) 県は、これまでと同様、県民に負担をかけないということに主眼を置いて、多額の赤字の発生が確実な宅地開発事業は中止して、他の用途に転用するしかないという意向を示した。一方、市長は、まちづくりの観点から宅地開発を継続したいという意向を示した。
- 3) このため、県は、場合によっては平成 6 年 4 月に締結した県・市・住宅供給公社による協定の原点に立ち帰り、公社も含めて、事業の清算も視野に入れた早急な協議をせざるを得ないと の考えも明らかにした。
- 4) また、市長から岩国医療センターについては、地域医療の確保のため、岩国市内での存続と愛宕山への移転について県に協力の要請を行ったが、県から、愛宕山地域開発事業の今後の対応を検討する中で改めて協議すべきものとの意向が示された。
- 5) しかし、愛宕山開発の問題は、県・市財政に極めて大きな影響を与える恐れがあり、かつ決して先送りできないことから、財政問題に十分留意して検討する必要があることについて県と市は認識を共有し、改めて協議を行い早急に結論を出すことで意見が一致した。

4 第二回協議の概要

- 1) 副知事からは、宅地開発事業は中止し他の用途へ転用せざるを得ない状況であり、市との考えに溝が埋まらないのであれば、事業の清算に向けた具体的な手続に入らざるを得ないと の考えが示された。
- 2) 市長は、両者の意見が一致しないのであれば、宅地開発の継続は困難であり、「事業の中止はやむを得ない。」という方向で、今後、転用策や法的手続を含め、協議していくきたいとの意向を示した。
- 3) 県住宅供給公社理事長からは、公社は県・市からの要請により事業を実施している立場から、県・市で早急に方向性を決めてほしいとの考えが示された。
- 4) 岩国医療センターの愛宕山用地内への移転問題については、愛宕山問題と表裏一体の関係であるため、関連を整理しながら対応することで一致した。
- 5) 副知事からは、本日の協議において市長が「中止もやむを得ない。」との意向を示したことは、この問題の解決に向けて一定の前進があったとの認識が示された。
- 6) それぞれが協議内容を整理した上で、近く三者が改めて協議を行うこととした。

5 第三回協議の概要

- 1) 県と市は、事業のこれ以上の赤字増大を防ぐという立場で事業を中止することに合意するとともに、この問題の解決に向けそれが責任を持って対応する必要があることを確認した。
 - 2) このため、宅地開発事業の中止後、用地を他の用途に転用することにより県民・市民の財政負担を回避することに合意するとともに、市長から愛宕山地域開発用地が岩国医療センター移転の有力な候補地であることも視野に入れて検討して欲しいとの要望をし、この問題も含め、今後、県議会及び市議会の意見も聞いた上で、県住宅供給公社を含め県と市が具体的に協議していくことで合意した。
 - 3) 県と市は、この事業は岩国基地沖合移設という国家プロジェクトに協力する形で進めてきた事情も考慮し、事業の赤字解消及び市が提案するまちづくりの問題の双方を解決するために、国へ協力を求めることも視野に入れる必要があるとの意見交換を行った。
- ※ なお、副知事からは市長に対し、愛宕山の中止の経緯、民間空港に係る政府要望に至る経緯及び両問題の今後の対応について、現在開会中の市議会や特別委員会において十分説明するとともに意見調整に努力され、再度市としての意見の集約に努めるよう要請された。

愛宕山地域開発事業の対応策について

山口県との協議に基づき、次のとおり対応する。

1. 愛宕山地域開発事業のこれ以上の経費の増大を防ぐという観点から事業を中止し、この問題の解決に向けては、山口県とともに責任を持って対応する。
2. 転用案については、財政負担も重要な課題として認識した上で、今後、山口県、岩国市及び山口県住宅供給公社の三者において、具体的に協議をすることとし、岩国医療センターの移転も視野に入れて検討する。
3. 愛宕山地域開発事業は、都市計画法に基づき新住宅市街地開発事業として都市計画決定がされており、転用することにより都市計画（新住宅市街地開発事業認可の廃止）の変更が必要となる。今後、早急に法的手続きあるいはスケジュール等をつめる。